**新型コロナウイルス感染症の影響を受けた日から1年以上経過した場合の認定方法について(令和2年12月25日現在)**

最近1か月とその後2か月を含む3か月間の売上高等を前年同月(同期)の売上高等と比較することとしていますが、前年同月(同期)が新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後の場合は、比較対象として適切ではなく、その場合は前々年同月(同期)と比較することとなります。

例）感染症の影響を受けたのが令和2年2月で、「最近1か月」を12月とする場合



※様式は現行の様式をご利用ください。

※同感染症の影響を受けた時期は事業者によって異なりますので、産業政策課までご相談ください。